高介保第　１３２３　号

平成３０年１０月３１日

指定居宅介護支援事業所　管理者　様

高梁市健康福祉部介護保険課長

（　公　印　省　略　）

**訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について（通知）**

　平成３０年１０月より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効利用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数以上のケアプランについて、保険者への届出が必要です。

　つきましては、下記のとおりケアプラン等の届出をお願いします。

記

**１　厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護**

　　訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（１月あたり）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 | 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 基準回数 | ２７回 | ３４回 | ４３回 | ３８回 | ３１回 |

※上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）

の回数を含みません。

**２　届出の時期及び期限**

　　平成３０年１０月１日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更※）をした居宅サービス計画により、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに届出てください。

※作成又は変更の内容については別紙「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）」を確認してください。

**３　提出書類**

（１）「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）」

（２）居宅サービス計画書「第１表」～「第７表」の写し

　　　　※居宅サービス計画書「第1表」は、利用者へ交付し署名があるもの

　　　　※居宅介護支援経過「第５表」は、生活援助中心型の訪問介護を位置付けた理由を記載したページのみの提出で可

（３）訪問介護計画書の写し

　　　　※指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供をうけたもの

**４　その他**

　　・提出されたケアプラン等については、地域ケア個別会議等で検証する予定です。

　　・給付実績等で未届であることを確認した場合には、届出を求めることがあります。

【提出及び問い合わせ先】

　高梁市健康福祉部介護保険課介護保険係

　〒716-8501　高梁市松原通2043番地

　TEL：0866－21－0199　FAX：0866－23－0655

　E-mail：kaigohoken@city.takahashi.lg.jp